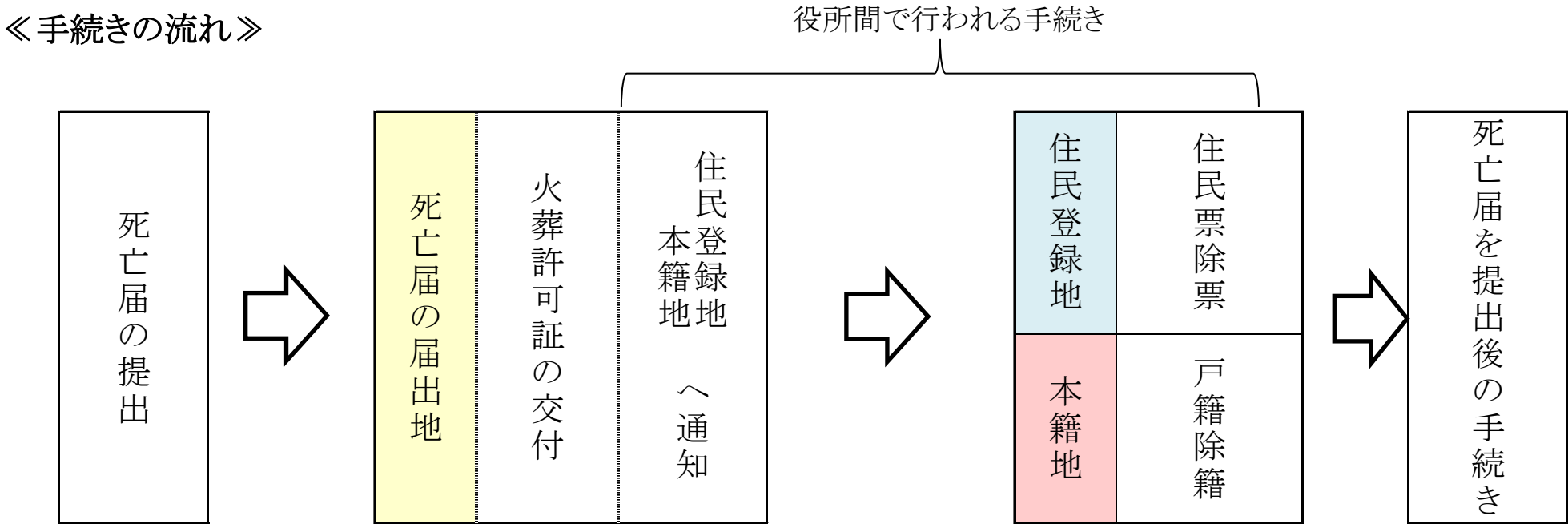


このご案内は、亡くなられた方が播磨町に住民登録をされている方を対象としています。
播磨町以外に住民登録をされている方は、住民登録地の市区町村にお問い合わせください。

※火葬が済んでいる場合は死亡届の提出はされております。



死亡届を提出すると、火葬に必要な「火葬許可証」が交付されます。
また、死亡届の届出地からの通知により、住民登録地では住民票が除票、本籍地では戸籍が除籍されます。

- 世帯主変更について
亡くなられた方が世帯主だった場合、同一世帯の中で2番目に住民登録をしている方を世帯主にしています。
世帯主の変更希望がある場合は、住民課での手続きが必要ですのでお問い合わせください。
- 住民票の請求について
亡くなられた方の住民票除票が必要な場合は、播磨町に請求してください。
亡くなられた方の住所地が播磨町以外の場合は、反映されるのに時間がかかります。
住民票除票が請求できるかは、住民登録地の市町村へ問い合わせてください。
※亡くなられた方の住民票除票を請求できるのは同一世帯の方のみです。
別世帯の方が請求される場合は同一世帯の方からの委任状が必要です。
単身世帯だった場合は、直系親族からの委任状や疎明資料が必要です。
- 戸籍証明書の請求について
【本籍地が播磨町の場合】戸籍に亡くなったことが記載されるのは、死亡届の提出から1週間ほどかかります。
請求者が直系親族以外の場合は、直系親族からの委任状や疎明資料が必要です。
【本籍地が播磨町以外の場合】戸籍に亡くなったことが記載されるのは、死亡届の提出から2週間程度かかります。
請求者が直系親族以外や委任状での代理人の場合は、本籍地で請求してください。
- 亡くなられた方が次の事項に該当される場合は、後日に各担当課まで届け出てください。
下記以外でも届出が必要な場合もありますので、ご不明な点があればお問い合わせください。

済	該当(届出)事項	届出に必要なもの	担当課	窓口番号
	●印鑑登録をしていた方	・印鑑登録証(カード) 印鑑登録証はすでに登録抹消となっていますので、 印鑑登録証がお手元にある場合はご自身で裁断処分 していただくか、住民課に返却してください。	《住民課》 住民記録係 079-435-2363	①
	●個人番号カード(マイナンバーカード)を持っていた方	個人番号カードはすでに使用できなくなっています。 各種手続きで個人番号を記入する場合がありますので 一定期間保管しておき、手続きがすべて終わりましたら、 ご自身で裁断処分していただくか住民課に返却 してください。		
	●住民基本台帳カードを持っていた方	住民基本台帳カードはすでに使用できなくなっています。 住民基本台帳カードがお手元にある場合は住民 課に返却していただくか、ご自身で裁断処分してくだ さい。		

裏面へ続く

済	該当(届出)事項	届出に必要なもの	担当課	窓口番号
	●国民健康保険加入世帯(75歳未満) 1. 本人が加入していた	・資格確認書または資格情報のお知らせ ・印鑑 ・喪主名義の口座番号 ・会葬お礼状(ハガキ)	《保険課》 国保年金医療係 079-435-2581 介護保険係 079-435-2582 地域包括ケア係 079-435-0313	②
	2. 世帯主であった (本人が国保に加入していない場合も含む)	・国保加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ		
	●福祉医療受給者	・福祉医療受給者証		
	●後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの方(75歳以上又は65歳以上の特定障害の方)	・資格確認書または資格情報のお知らせ ・喪主名義の口座番号 ・会葬お礼状(ハガキ)		
	●介護保険の被保険者証をお持ちの方(65歳以上又は40歳～64歳の特定疾病の方)	・被保険者証 ・相続人名義の口座番号		
	●介護認定を受けている方	・負担割合証 ・負担限度額証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証		
	●高齢者向け福祉サービスを利用されている方	・残っているタクシー券 ・みまもりタグ ・あんしんキーホルダー ※下記サービスを利用されていた方はお申し出ください。 ・個人賠償責任保険 ・SOSネットワーク ・緊急通報システム(あんしんボタン)		
	●国民年金加入者・受給者	・年金証書(受給者) ・印鑑		
※一部の国民年金受給者又は厚生年金受給者については下記にお問い合わせください。 加古川年金事務所 加古川市加古川町北在家2602番地 代表 079-427-4740 国民年金及び厚生年金以外の年金の手続きについては各年金保険者までお問い合わせください。 ★役場で取り寄せるもの(住民票除票等)が必要な場合があります。事前にご確認ください。				
	●固定資産をお持ちの方	・戸籍謄本(相続人との関係がわかるもの) ・相続人の住民票(相続人が町外にお住まいの場合) ※コピー可。後日の提出でもかまいません。	《税務課》 住民税係 資産税係 079-435-0358	④
	●原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	・身分証明書 ・戸籍謄本(相続人との関係がわかるもの) ※コピー可。		
	●住民税を課税されている方で、本人及び相続人の両方において総所得金額が200万円以下の方	・戸籍謄本(相続人との関係がわかるもの) ・相続人の所得がわかるもの(課税証明書など)		
	●障害者手帳をお持ちの方 (申請中の方を含む)	・障害者手帳(身体・療育・精神)	《健康福祉課》 障害福祉係 079-435-2361	⑤
	●障害者(児)関連手当を受給していた方	受給資格消滅手続きが必要ですので、担当課にお問い合わせください。		
	●自立支援医療(精神通院)を受給していた方	・自立支援医療(精神通院)受給者証		
	●児童手当を受給している方 ●児童扶養手当を受給している方 ●特別児童扶養手当を受給している方	・受給状況により必要なものが異なりますので、担当課 にお問い合わせください。	こども課 家庭支援係 079-435-2362	⑥
	●相続により森林の土地を新たに取得した方	所有者となった日から90日以内に届出が必要です。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	所有者となった土地がある市町村や都道府県又は出先の林務担当までお問い合わせください	該 当 市 町 村 等
	●相続により農地の権利を取得した方 ●農業者年金	届出が必要です。農業委員会にお問い合わせください。	播磨町農業委員会 079-435-0304	⑦
	●飼い犬がいる場合	飼い主が亡くなられた場合は、変更手続きが必要ですので、担当課にお問い合わせください。	産業環境課 環境係 079-435-2721	